

入札公告

次のとおり一般競争入札（最低価格落札方式）に付します。

令和6年12月24日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 板松 一郎

調達機関番号017 所在地番号28

1 調達内容

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| (1) 調達件名 | 兵庫労働局管下9施設で使用する電気（低圧）の調達 |
| (2) 調達案件の仕様 | 「仕様書」のとおり。 |
| (3) 使用期間 | 令和7年4月の計量日から令和8年4月の計量日の前日まで |
| (4) 需要場所 | 「仕様書」のとおり。 |

2 入札方法

入札金額は総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 競争参加資格

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 令和04・05・06年度の一般競争参加資格（全省庁統一資格）において、近畿地域で「物品の販売」の「A」、「B」、「C」等級に格付けされている者であること。
- 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、省エネに係る情報提供や簡易的DRの取組及び地域における再エネの創出・利用の取組並びに電源構成・非化石証書の使用状況・二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、入札説明書において示す入札適合条件を満たすこと。
- 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - 厚生年金保険
 - 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - 船員保険

- エ 国民年金
- オ 労働者災害補償保険
- カ 雇用保険

- (7) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (8) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (9) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (10) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反(※)により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。

※労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律
家内労働法、作業環境測定法、じん肺法
炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

- (11) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
- (12) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

4 入札への参加、入札書の提出及び契約方法

本入札の参加申請及び入札書の提出に当たっては、原則、電子調達システムで行う。また、契約書の締結は、原則、電子契約による。

なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り、紙入札方式に変えることができる。

詳細は、入札説明書に記載する手順に従うこと。

5 入札関係書類

(1) 入札説明書の交付期間及び交付方法

交付期間：本公告開始日から令和7年1月22日(水)17時00分まで

交付方法：上記の期間中、調達ポータル又は兵庫労働局ホームページからダウンロードすること。

(2) 入札参加申請書(競争入札参加申込書)の受付期間

本公告開始日から令和7年1月23日(木)17時00分まで

(3) 入札書の受付期間

本公告開始日から令和7年1月23日(木)17時00分まで

6 開札日時及び場所

(1) 日時 令和7年1月24日(金)10時30分

(2) 場所 兵庫労働局 総務部総務課会議室(神戸クリスタルタワー14階)

7 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記3の競争参加資格を有することを証明する書類を上記5

(2) の期限までに提出しなければならない。

また、上記証明書類と合わせて暴力団等に該当しない旨の誓約書も提出しなければならない。

入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。また、上記(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった場合は、当該者の入札を無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約締結日までに国の予算（暫定予算を含む。）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるため、その際は双方で別途協議する。

(8) 手続きにおける交渉の有無 無

(9) 入札説明会について

入札説明会は実施しない。入札参加者は入札説明書及び仕様書等を熟読し、内容を承認のうえ参加すること。

(10) 契約関係書類の扱いについて

担当者等から提出される契約関係書類の内容は、事業者としての決定であること。

契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。

(11) その他 詳細は入札説明書による。

8 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階

兵庫労働局 総務部総務課 会計第一係 藤田

電話：078-367-9173

メールアドレス：fujita-masae@mhlw.go.jp

入札説明書

(件名) 兵庫労働局管下9施設で使用する電気(低圧)の調達

入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合には、必ず下記アドレス宛に以下の内容をメールしてください。仕様等の急な変更を連絡する際に使用します。

【送信先】

兵庫労働局総務部総務課会計第一係 藤田宛

Mail : fujita-masae@mhlw.go.jp

【送信内容】

- ① 入札件名 :
- ② 受領日 (ダウンロード日)
- ③ 会社名、担当者名
- ④ 担当者メールアドレス、電話番号

兵庫労働局

1 契約担当官等

- (1) 契約担当官
支出負担行為担当官兵庫労働局総務部長
- (2) 調達機関番号
017
- (3) 所在地番号
28

2 契約内容

- (1) 契約件名
兵庫労働局管下9施設で使用する電気（低圧）の調達
- (2) 契約の仕様
仕様書（別添1）による。
- (3) 調達対象の使用期間
令和7年4月の計量日から令和8年4月の計量日の前日まで
- (4) 需要場所
仕様書別表1の需要場所のとおり。
- (5) 入札方法

入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価（各種従量料金、環境価値料金を含む））を根拠とし、あらかじめ当局が別途提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

※ 入札書に記載する金額の算定にあたっては、力率は90%とし、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

- (6) 契約書類の要否
契約書の作成を要する。
- (7) 契約の締結

契約締結日は令和7年4月1日とする。ただし、契約締結日までに令和7年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場

合がある。

契約価格は、入札単価に消費税相当額を加算した金額とする。

支出負担行為担当官及び契約の相手方双方が記名捺印のうえで、本契約は発効する。

(8) 入札保証金及び契約保証金

いずれも免除とする。

3 競争参加資格

「入札参加に際して必要な書類一覧」(別添3)を参照し、必要書類を提出すること。

基本的な競争参加資格は次のとおりである。

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和04・05・06年度の一般競争参加資格(全省庁統一資格)において、近畿地域で「物品の販売」の「A」、「B」、「C」等級に格付けされている者であること。

(4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(5) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、省エネに係る情報提供や簡易的DRの取組及び地域における再エネの創出・利用の取組並びに電源構成・非化石証書の使用状況・二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、別添4において示す入札適合条件を満たすこと。

(6) 次の各号に掲げる制度が適用されるものにあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(オ及びカについては2保険年度)の保険料について滞納がないこと。

ア 厚生年金保険

イ 健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)

ウ 船員保険

エ 国民年金

オ 労働者災害補償保険

カ 雇用保険

(7) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(8) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(9) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(10) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反(※)により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。

※労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律

家内労働法、作業環境測定法、じん肺法

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

- (11) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
- (12) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

4 競争入札参加申込書・入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階

兵庫労働局 総務部総務課会計第1係 担当：藤田

電話078-367-9173 (直通)

5 入札者の義務等

本入札に参加を希望する者は、令和7年1月23日(木)17時までに別添3に掲げる書類を電子入札システム上もしくは上記4の場所に郵送等で提出しなければならない。期限までに到着するよう余裕をもって提出し、郵送等で提出する場合は上記4の担当者あて電話で受領確認をすること。

6 入札の方法、スケジュール等

(1) 執行方法

本入札は電子調達システムにより執行する。そのため、入札書は当該システムにより提出すること。ただし、当該システムによりがたい場合は、下記(2)のイに従って入札すること。

(2) 入札書の提出方法

ア 電子調達システムによる入札の場合

① 日時

令和6年12月24日(火)9時00分から令和7年1月23日(木)17時00分
の間に、電子調達システムにより入札するものとする。

② 入札書の添付書類

入札額の内訳書を作成し、電子入札システム上、添付すること(内訳書の税抜きの合計金額は、入札書の金額に相当する)。

③ 代理人による入札

代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

イ 紙入札の場合

① 日時

令和6年12月24日(火)9時00分から令和7年1月23日(木)17時00分
の間に、上記4の場所に入札書を提出するものとする。

② 体裁・添付書類等

入札書の体裁等は次のとおりとする。

- a. 入札書は、当局で定めた様式によること。
- b. 入札額の内訳書を作成し、同封すること（内訳書の税抜きの合計金額は、入札書の金額に相当する）。
- c. 作成後は封筒に入れ、封をすること。
- d. 入札書を封入する封筒には、対象案件の錯誤等が生じないように、次の事項を記載すること。
 - ・ 「入札書在中」との文言
 - ・ 宛名（兵庫労働局支出負担行為担当官）
 - ・ 入札者名
 - ・ 入札案件名
 - ・ 開札日時

※郵送での提出の場合、入札書の提出期限までに入札書が到着するよう、余裕をもって郵送し、上記4の担当者あて電話で受領確認をすること。

また、下記10（4）の再度入札となることを考慮して、第1回目の入札書に再度入札用として第2回目、第3回目の入札書を併せて提出することができる。この場合、それぞれの入札書は別封筒に入れ、上記必要事項の他、何回目の入札書であるかを必ず明記すること。

③ 代理人による入札

代理人による入札の場合は、開札執行前までに当局で定めた様式の委任状を提出すること。

（3）開札

ア 開札日時及び場所

令和7年1月24日（金） 10時30分

神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階
兵庫労働局総務課会議室

イ 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより参加する場合には、立ち会いは不要であるが、入札者は開札時刻には端末の前で待機しておくこと。

ウ 紙による入札の場合

紙による入札参加がある場合で、入札参加者が立ち合わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせることにする。その場合の開札結果については、メールや電話等で通知する。

※なお、上記（2）のイに記す第2回目、第3回目の入札書を事前に提出していない紙入札参加者は、第1回目の開札に立ち会わなければ、再度入札を行うこととなった場合の、当該第2回目以降の入札を辞退したものと取り扱うため留意すること。

また、開札に立ち会う場合にあつては、開札執行職員の求めに応じられるよう、競争

参加資格を証明する書類、立会者の身分が証明できるものを必ず持参し、代表者でない者が立ち会う場合は、当局様式の委任状も併せて提出すること。

7 落札者の決定方法

(1) 落札方式等

有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者が複数ある場合の取扱い

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、予算決算及び会計令第83条の規定に基づき、くじにより落札者を決定する。くじは電子入札システムにおいて実施する。

8 入札に関する質問の受付

本入札に関する質問がある場合は、令和7年1月10日（金）17時00分までに、書面（メール等）により上記4の部署へ問い合わせること。

9 暴力団排除に関する誓約

入札者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書・役員等名簿を提出しなくてはならない。

10 その他

(1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札の辞退

入札参加を申し込んだ後、辞退を希望する場合は辞退届を支出負担行為担当官あて提出すること。

(3) 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者の入札など、入札に関する条件に違反する者の入札は無効とする。

また、上記9の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

(4) 再度入札

全ての入札が予定価格の制限の範囲内でない等の理由により再度入札とする場合、(最初の入札を1回目として)2回目、3回目を限度に再度入札を行う。この際に落札者がいない場合は、再度公告入札を実施するか若しくは予算決算及び会計令第99条の2の規定を適用する。

(5) 入札の延期

入札者又は代理人が相連合し又は不穏な挙動をするなど、入札を公正に執行することができ

ない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又は取り止めることがある。

(6) 情報公開

落札者の決定にあたっては、電子入札システム、開札会場及び紙入札業者に対する電話連絡等において、落札業者名及び落札価格を通知するとともに、当局ホームページに掲載する。

また、開札結果について情報公開法に基づき情報公開請求がなされたときは、公開することがある。

(7) 入札参加者は、入札書の提出（電子入札機能により入札した場合を含む）をもって、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

11 電子調達システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先

(1) 電子入札システム（調達ポータル）

ア 調達ポータルURL <https://www.p-portal.go.jp>

イ 調達ポータルヘルプデスク 電話0570-000-683（ナビダイヤル）

受付時間 平日9時00分～17時30分

(2) 緊急時（入札の締切時間が切迫している等）の問い合わせ先

上記4の担当者

<添付資料>

別添1 仕様書

別添2 契約書・案

別添3 入札参加に際して必要な書類一覧

別添4 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

仕 様 書

1 概要

- (1) 件名 兵庫労働局管下 9 施設で使用する電気（低圧）の調達
- (2) 需要場所 別表 1 のとおり兵庫労働局管下の各施設
- (3) 業種及び用途 官公署（事務所）

2 仕様

供給先各官署に対する供給電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が 40%を満たすこと。また、その環境価値について、発注者に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

*参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2023-02/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%28Japanese%29.pdf>

(1) 供給電気方式等

以下について別表 2 のとおり

- ・ 一般電気事業者における契約方式
- ・ 供給電気方式
- ・ 供給電圧
- ・ 周波数
- ・ 受電方式
- ・ 予定契約電力
- ・ 予定使用電力量

(2) 使用期間

令和 7 年 4 月の計量日から令和 8 年 4 月の計量日の前日まで

(3) 電力量等の計量

- ア 自動検針装置 有（スマートメーター）
- イ 電力会社の検針方法 供給会社の方式による

(4) 需給地点

需給場所における電力柱からの引込線との第一接続点

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(7) 電力供給にかかるその他の仕様

ア 入札価格の算定にあたっては、力率は 90%とし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

イ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める標準供給条件によるものとする。

ウ 再生可能エネルギー電気の確認資料として、契約事業者は、契約年度における電力供給終了後、原則翌月 10 日までに、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる書面（別紙「特定電源割当証明書」参照）を発注者に提出すること。また、その提出後、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを、発注者との協議により定めた期間内に提出すること。

なお、提出された証書の写しに記載されている情報が「2 仕様」を満たしていない場合、契約事業者は、「2 仕様」を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを発注者に提出する等により補修すること。

(8) 請求・支払に関する条件

ア 発注者からの支払い方法は、銀行振込とする。

イ 請求書は、別表 1 の需要場所ごとに記したものを、発注者に対して提出すること。請求書には、その内訳（使用電力量、単価、料金、力率、契約電力等）を記載すること。

ウ 支払額については、発注者側の会計・勘定の配分都合による分割となることを了知すること。（支払日は、同一日を予定している。）

なお、発注者は契約事業者に、支払額の分担について通知することとする。

エ 詳細については、発注者と契約事業者の協議による。

(別紙)

○年○月○日

特定電源割当証明書

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

○○県○○市○○ 株式会社○○○
代表取締役 ○○ ○○

以下の通り●●●に電力を供給したことをここに証する。

また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

需要施設名 ○○○○
需要施設住所 ○○県○○市○○
契約電力 ○○○○k W

2 供給期間

○年○月○日～○年○月○日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（環境価値の属性情報は別添のとおり）

| 区分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月（見込み） | 累積（見込み） |
|------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|---------|---------|
| 再エネ由来電力量（kWh）【A】 | | | | | | | | | | | | | |
| 供給電力量（kWh）【B】 | | | | | | | | | | | | | |
| 再エネ比率（%）【A/B】 | | | | | | | | | | | | | |

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

E - mail：

需要場所

【別表1】

| 番号 | 供給先施設名 | 所在地 |
|----|-------------------------------------|------------------|
| 1 | 加古川労働基準監督署 | 加古川市野口町良野1737 |
| 2 | 淡路労働基準監督署 | 洲本市桑間280-2 |
| 3 | 神戸公共職業安定所 神戸港労働出張所 | 神戸市中央区波止場町6-11 |
| 4 | 姫路公共職業安定所 西館 | 姫路市北条234 |
| | ※別契約の高圧電力あり。本件契約は従量電灯A及び低圧電力にかかるもの。 | |
| 5 | 豊岡公共職業安定所 香住出張所 | 美方郡香美町香住区香住844-1 |
| 6 | 豊岡公共職業安定所 八鹿出張所 | 養父市八鹿町八鹿1121-1 |
| 7 | 豊岡公共職業安定所 和田山分室 | 朝来市和田山町東谷105-2 |
| 8 | 柏原公共職業安定所 篠山出張所 | 丹波篠山市郡家403-11 |
| 9 | 龍野公共職業安定所 赤穂出張所 | 赤穂市中広字北907-8 |

供給電気方式等(予定使用電力量を含む)

【別表2】

| 番号 | 施設名 | 検針日 | 方式等 | 一般電気事業者における契約内容 | | 予定使用量(kWh) | | | | | | | | | | | | 合計 | |
|-----|---------------------|----------------|--|-----------------|-----------------|------------|-------|-------|------------|------------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|--------|
| | | | | | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 (夏季) | 8月 (夏季) | 9月 (夏季) | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | |
| 1-1 | 加古川労働基準監督署 | 毎月中旬 | 電気方式:交流単相3線式 電圧:100V/200V 周波数:60Hz 受電方式:1回線受電 | 従量電灯B | 契約容量 | 13 kVA | 2,200 | 2,000 | 1,900 | 2,200 | 2,100 | 2,000 | 1,900 | 1,900 | 1,900 | 1,900 | 2,000 | 2,000 | 24,000 |
| 1-2 | | | 電気方式:交流三相3線式 電圧:200V 周波数:60Hz 受電方式:1回線受電 | 低圧電力 | 契約電力 (力率90%) | 9kw | 100 | 100 | 100 | 300 | 400 | 300 | 300 | 100 | 100 | 300 | 300 | 200 | 2,600 |
| 2-1 | 淡路労働基準監督署 | 毎月下旬 | 同上 | 従量電灯B | 契約容量 | 9 kVA | 1,100 | 1,000 | 900 | 1,200 | 1,000 | 1,100 | 900 | 1,000 | 1,000 | 1,300 | 1,400 | 1,100 | 13,000 |
| 2-2 | | | | 低圧電力 | 契約電力 (力率90%) | 23kw | 300 | 200 | 300 | 1,300 | 1,700 | 1,400 | 600 | 200 | 900 | 1,200 | 1,100 | 1,000 | 10,200 |
| 3-1 | 神戸公共職業安定所 神戸港出張所 | 毎月月末 (又は月初) | 同上 | 従量電灯B | 契約容量 | 9 kVA | 800 | 900 | 900 | 800 | 900 | 800 | 800 | 900 | 800 | 800 | 900 | 900 | 10,100 |
| 3-2 | | | | 低圧電力 | 契約電力 (力率90%) | 18kw | 200 | 200 | 400 | 700 | 1,000 | 700 | 300 | 500 | 1,100 | 1,300 | 1,100 | 1,000 | 8,500 |
| 4-1 | 姫路公共職業安定所 西館 | 毎月中旬 | 電気方式:交流単相3線式 電圧:100V/200V 周波数:60Hz 受電方式:1回線受電 | 従量電灯A | — | — | 1,700 | 1,600 | 1,500 | 1,700 | 1,700 | 1,600 | 1,500 | 1,500 | 1,600 | 1,700 | 1,600 | 1,500 | 19,200 |
| 4-2 | | | 電気方式:交流三相3線式 電圧:200V 周波数:60Hz 受電方式:1回線受電 | 低圧電力 | 契約電力 (力率90%) | 1kw | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 1,200 |
| 5-1 | 豊岡公共職業安定所 香住出張所 | 毎月中旬 | 電気方式:交流単相3線式 電圧:100V/200V 周波数:60Hz 受電方式:1回線受電 | 従量電灯B | 契約容量 | 18 kVA | 1,300 | 1,200 | 1,100 | 1,100 | 1,200 | 1,300 | 1,100 | 1,100 | 1,200 | 1,300 | 1,300 | 1,200 | 14,400 |
| 5-2 | | | 電気方式:交流三相3線式 電圧:200V 周波数:60Hz 受電方式:1回線受電 | 低圧電力 | 契約電力 (力率90%) | 24kw | 500 | 300 | 300 | 900 | 2,000 | 2,200 | 900 | 300 | 1,200 | 1,800 | 2,100 | 1,600 | 14,100 |
| 6-1 | 豊岡公共職業安定所 八鹿出張所 | 毎月中旬 | 同上 | 従量電灯B | 契約容量 | 17 kVA | 1,400 | 1,400 | 1,300 | 1,500 | 1,600 | 1,500 | 1,400 | 1,300 | 1,300 | 1,300 | 1,300 | 1,200 | 16,500 |
| 6-2 | | | | 低圧電力 | 契約電力 (力率90%) | 30kw | 300 | 300 | 200 | 900 | 2,000 | 1,900 | 700 | 400 | 700 | 600 | 600 | 500 | 9,100 |
| 7-1 | 豊岡公共職業安定所 和田山分室 | 毎月月末 (又は月初) | 同上 | 従量電灯B | 契約容量 | 11 kVA | 1,300 | 1,300 | 1,400 | 1,200 | 1,300 | 1,200 | 1,200 | 1,300 | 1,200 | 1,300 | 1,400 | 15,300 | |
| 7-2 | | | | 低圧電力 | 契約電力 (力率90%) | 12kw | 200 | 100 | 300 | 600 | 900 | 500 | 100 | 400 | 600 | 700 | 600 | 700 | 5,700 |
| 8-1 | 柏原公共職業安定所 篠山出張所 | 毎月中旬 | 同上 | 従量電灯B | 契約容量 | 12 kVA | 1,200 | 1,100 | 1,100 | 1,300 | 1,400 | 1,500 | 1,300 | 1,200 | 1,100 | 1,200 | 1,200 | 1,100 | 14,700 |
| 8-2 | | | | 低圧電力 | 契約電力 (力率90%) | 19kw | 400 | 200 | 100 | 400 | 900 | 900 | 500 | 200 | 1,000 | 1,300 | 1,900 | 1,300 | 9,100 |
| 9-1 | 龍野公共職業安定所 赤穂出張所 | 毎月下旬 | 同上 | 従量電灯B | 契約容量 | 19 kVA | 1,800 | 1,800 | 1,700 | 2,200 | 2,600 | 2,400 | 1,900 | 2,000 | 1,700 | 1,800 | 1,900 | 1,700 | 23,500 |
| 9-2 | | | | 低圧電力 | 契約電力 (力率90%) | 29kw | 500 | 300 | 1,300 | 1,800 | 2,000 | 2,000 | 900 | 500 | 1,300 | 1,300 | 1,300 | 1,200 | 14,400 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 計 | 225,600 | |

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 ○○○○ (以下「甲」という。) は、□□ □□ (以下「乙」という。) と、兵庫労働局管下9施設で使用する電気 (低圧) の調達について下記条項により契約を締結する。

記

(契約の目的)

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は次のとおりとする。(消費税及び地方消費税額を含む)

(基本料金単価)

円/kw・月

(電力量料金単価)

夏季 円/kwh

その他季 円/kwh

(環境価値料金単価)

円/kwh

2 乙の発電費用等の変動により契約金額を改定する必要があるときは、甲及び乙協議の上契約金額を改定することができる。

(需要場所及び期間)

第3条 乙が電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

場所 添付の仕様書のとおり

期間 添付の仕様書のとおり

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(使用電力量の増減)

第5条 甲の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(計量及び検査)

第6条 乙は、毎月●日（以下「計量日」という。）に使用電力量を算定し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

（料金の算定）

第7条 料金の算定は1月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。）ごとに、その使用電力量等により行う。

（料金の請求及び支払）

第8条 乙は、第6条に定めた検査終了後、支払請求書を作成（円未満の端数切り捨て）し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 1月の料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、環境価値料金を加えた額の合計額とする。

3 甲は、前項の規定により適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に乙に対価を支払わなければならない。

（支払遅延利息）

第9条 甲は、自己の責に帰す事由により前条の期間内に対価を支払わないときは、遅延日数に応じ、支払金額に対し、年2.5パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

（事情変更）

第10条 甲及び乙は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、当該地域を管轄する一般電気事業者による制度変更、その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、甲及び乙協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲及び乙協議の上書面により定めるものとする。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金）

第11条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

（契約の解除）

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなく本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと明らかに認められるとき。
 - 二 正当な事由により解約を申し出たとき。
 - 三 本契約の履行に関し、乙又はその従業員、使用人等に不正な行為があったとき。
 - 四 前各号に定めるもののほか、本契約条項に違反し、又は、本契約の目的を達することができないと明らかに認められるとき。
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなく本契約を解除することができる。
- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなく本契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為

（違約金等）

第13条 天災その他不可抗力の原因又は第12条第1項第2号の規定によらないで乙の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合若しくは次に掲げる者が契約を解除した場合は、乙は、当該日から契約期間満了までに係る予定使用電力量に第2条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額と当該月から契約期間満了までに係る契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額の合計額の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。

- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（談合等の不正行為に係る解除）

第14条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

三 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

四 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第15条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、当該日から契約期間満了までに係る予定使用電力量に第2条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額と当該月から契約期間満了までに係る契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額の合計額の100分の10に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
 - 五 前条第1項第3号、第4号のいずれかに該当したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 二 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第16条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第17条 甲は、第12条各項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

（表明確約）

第18条 乙は、第12条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第19条 乙は、自らが、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第20条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第21条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- 二 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- 三 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第22条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、当該日から契約期間満了までに係る予定使用電力量に第2条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額と当該月から契約期間満了までに係る契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額の合計額の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(秘密の保全)

第23条 乙は、本契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(債権譲渡の禁止)

第24条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第25条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について、紛争又は疑義が生じたときは、甲及び乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第26条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第9条、第13条、第15条、第16条、第17条、第18条、第22条、第23条、第25条及び本条はなお有効に存続するものとする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 兵庫県神戸市中央区東川崎町1-1-3
支出負担行為担当官
兵庫県労働局総務部長 ⑩

乙

入札参加に際して必要な書類一覧

(案件名「兵庫労働局管下9施設で使用する電気(低圧)の調達」)

- 1 資格審査結果通知書
- 2 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し(電気事業法第3条第1項にかかる許可書類等)
- 3 別紙1・二酸化炭素排出係数等にかかる「適合証明書」(別添4「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を参照。当該条件を満たすことを証明する書類を添付すること)
- 4 別紙2・公的保険の滞納がない旨の「保険料納付に係る申立書」
- 5 別紙3・暴力団等に該当しない旨の「誓約書」及び「役員等名簿」

ー以下、紙入札により参加する場合のみー

- 6 電子調達(入札)案件の紙入札方式での参加について

適合証明書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿所在地
名称
代表者

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

| 開示方法 | 番号 |
|----------------------------------|----|
| ①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 () | |

2 令和4年度の状況

| | 項目 | 自社の 基準値 | 点数 |
|---|--|------------|----|
| ① | 令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh) | | |
| ② | 令和4年度の未利用エネルギー活用状況 | | |
| ③ | 令和4年度の再生可能エネルギー導入状況 | | |

| | 項目 | 取組の有無 | 点数 |
|---|---|-------|----|
| ④ | 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組 | | |

| | |
|----------|--|
| ①～④の合計点数 | |
|----------|--|

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別添4により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

(所在地)

(名称)

(代表者名)

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 殿

誓 約 書

- 私
 当社

は、下記1から3のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 参加資格の適正化

- (1) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (2) 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (3) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- (4) 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。（※再委託対象案件に限る。）

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

所在地

事業所名

代表者名

役員等名簿

事業所名 _____

所在地 _____

| 役職名 | (フリガナ) 氏名 | 生年月日 |
|-----|--------------|-------|
| | | 年 月 日 |
| | | 年 月 日 |
| | | 年 月 日 |
| | | 年 月 日 |
| | | 年 月 日 |
| | | 年 月 日 |
| | | 年 月 日 |
| | | 年 月 日 |
| | | 年 月 日 |
| | | 年 月 日 |

(注) 法人の場合、法人登記簿に記載されている役員全員 (監査役含む) を記入してください。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和4年度の未利用エネルギー活用状況、③令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

| 要素 | 区分 | 得点 |
|--|---------------------------|----|
| ① 令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO ₂ /kWh） | 0.000 以上 0.375 未満 | 70 |
| | 0.375 以上 0.400 未満 | 65 |
| | 0.400 以上 0.425 未満 | 60 |
| | 0.425 以上 0.450 未満 | 55 |
| | 0.450 以上 0.475 未満 | 50 |
| | 0.475 以上 0.500 未満 | 45 |
| | 0.500 以上 0.525 未満 | 40 |
| | 0.525 以上 0.550 未満 | 35 |
| | 0.550 以上 0.575 未満 | 30 |
| | 0.575 以上 0.600 未満 | 25 |
| | 0.600 以上 | 0 |
| ②令和4年度の未利用エネルギー活用状況 | 0.675%以上 | 10 |
| | 0%超 0.675%未満 | 5 |
| | 活用していない | 0 |
| ③令和4年度の再生可能エネルギー導入状況 | 10.00%以上 | 20 |
| | 5.00%以上 10.00%未満 | 15 |
| | 2.50%以上 5.00%未満 | 10 |
| | 0%超 2.50%未満 | 5 |
| | 活用していない | 0 |
| ④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組 | 取り組んでいる | 5 |
| | 取り組んでいない | 0 |

注) 各用語の定義は、(表) 「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

(表) 別添4の「各用語の定義」

| 用語 | 定義 |
|----------------------------------|--|
| <p>① 令和4年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数</p> | <p>「令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>令和4年度の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。 2. 温対法に基づき令和4年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和4年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。 |
| <p>② 令和4年度の未利用エネルギー活用状況</p> | <p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和4年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和4年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和4年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和4年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <ol style="list-style-type: none"> 1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 <ol style="list-style-type: none"> ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 |

| | |
|-----------------------------|--|
| | <p>る。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>①工場等の廃熱又は排圧</p> <p>②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「再エネ特措法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）</p> <p>③高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3. 令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和4年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> |
| <p>③ 令和4年度の再生エネルギーの導入状況</p> | <p>化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和4年度の供給電力量に占める令和4年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和4年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）を令和4年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。</p> <p>（算定方式）</p> $\text{令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{令和4年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)}}{\text{令和4年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 令和4年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和4年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。</p> <p>① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT 非化石証書の量（送電端（kWh））</p> <p>② グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギ</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>ーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）</p> <p>③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）</p> <p>④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量（kWh）</p> <p>2. 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。</p> |
| <p>④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組</p> | <p>需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p> |

※ この表の定義は、適合証明書及び別添4にのみ適用する。

入札金額内訳書 兵庫労働局管下9施設で使用する電気(低圧)の調達

(当該書式は、例として示すもの。入札の際には各社任意の書式で可。数値は仕様書を参照すること。)

| 番号 | 施設名 | 一般電気事業者における 契約内容 | 契約容量 | 基本料金 | | 低圧電力料金 | | | | | | 従量電灯料金 | | | | | | 再工本 特約料金 | | 料金合計 (1円未満切り捨て) | |
|-----|-------------------------------|---------------------|--------|------|------|--------------|------------|-------------|------------|----------|-----------|---------------|------|---------------------------|------|----------------|------|-------------|------------|--------------------|--|
| | | | | 単価 | 年間料金 | その他季 使用量計 | その他季 単価 | その他季 料金計 | 夏季 使用量計 | 夏季 単価 | 夏季 料金計 | 120kwまで 単価 | 年間料金 | 120kwを超え 300kwまで 単価 | 年間料金 | 300kwを超え 単価 | 年間料金 | 単価 | 年間料金 | | |
| 1-1 | 加古川労働 基準監督署 | 従量電灯B | 13 kVA | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1-2 | | 低圧電力 | 9kw | | | 1,600 | | | | 1,000 | | | | | | | | | | | |
| 2-1 | 淡路労働基 準監督署 | 従量電灯B | 9 kVA | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2-2 | | 低圧電力 | 23kw | | | 5,800 | | | | 4,400 | | | | | | | | | | | |
| 3-1 | 神戸公共職 業安定所 神戸港労働 出張所 | 従量電灯B | 9 kVA | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3-2 | | 低圧電力 | 18kw | | | 6,100 | | | | 2,400 | | | | | | | | | | | |
| 4-1 | 姫路公共職 業安定所 西館 | 従量電灯A | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4-2 | | 低圧電力 | 1kw | | | 900 | | | | 300 | | | | | | | | | | | |
| 5-1 | 豊岡公共職 業安定所 香住出張所 | 従量電灯B | 18 kVA | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5-2 | | 低圧電力 | 24kw | | | 9,000 | | | | 5,100 | | | | | | | | | | | |
| 6-1 | 豊岡公共職 業安定所 八鹿出張所 | 従量電灯B | 17 kVA | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6-2 | | 低圧電力 | 30kw | | | 4,300 | | | | 4,800 | | | | | | | | | | | |
| 7-1 | 豊岡公共職 業安定所 和田山分室 | 従量電灯B | 11 kVA | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7-2 | | 低圧電力 | 12kw | | | 3,700 | | | | 2,000 | | | | | | | | | | | |
| 8-1 | 柏原公共職 業安定所 藤山出張所 | 従量電灯B | 12 kVA | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8-2 | | 低圧電力 | 19kw | | | 6,900 | | | | 2,200 | | | | | | | | | | | |
| 9-1 | 龍野公共職 業安定所 赤穂出張所 | 従量電灯B | 19 kVA | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9-2 | | 低圧電力 | 29kw | | | 8,600 | | | | 5,800 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 上記合計(税込) | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 上記合計(税抜) | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ※小数点以下切り上げ | | |

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

住 所
名 称
代表者名

電子調達（入札）案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないため、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札案件名 兵庫労働局管下9施設で使用する電気（低圧）の調達
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由

（記入例）認証カードの申請中だが、手続きが遅れているため

- 3 電子調達システムへの対応予定時期
-

入札書（紙入札方式）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

住 所
名称又は商号
代表者氏名
代理人

下記案件について入札説明書等の記載事項について遵守し、仕様書に従って受託するものとして、入札します。

（件名） 兵庫労働局管下9施設で使用する電気（低圧）の調達

（入札金額） ￥ （消費税除く）

電子くじ番号（必須）

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

※入札金額が同額の場合、電子くじを実施しますので任意のくじ番号（3桁）を記入すること。なお、記載がない場合及び記載された数字が他の入札者と重複した場合は、連絡先電話番号の末尾3ケタを電子くじ番号とする。

※ 契約価格については、入札書に記載された金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額切捨て）とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税および地方消費税を含まない金額を入札書に記載すること。

※ 入札金額は算用数字で、末尾には、－（ピリオドハイフン）を記載すること。

委任状

私儀

(住所)

今般 (氏名)

を代理人と定め、

下記事項の入札に関する一切の権限を委任します。

記

(委任事項) 兵庫労働局管下9施設で使用する電気(低圧)の調達

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 殿

(競争入札参加者)

住所

名称

代表者名

(復代理人用)

委 任 状

私儀

今般

を復代理人と定め、下記の権限を委任いたします。

記

- 1 件名 兵庫労働局管下9施設で使用する電気（低圧）の調達
- 2 委任事項 上記1にかかる入札及び見積に関する一切の権限

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

競争入札参加者（代理人）

所在地

事業所名

代表者名

代理人（復代理人）による開札の立ち会い等にかかる留意事項

代理人（復代理人）をもって、入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う場合には、下記により委任状が必要となります。

記

- 1 入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者が、その法人の本店、または本社に所属する場合は、委任状【代理人用】を使用してください。

「競争入札参加者」…その法人の代表者

「代理人」…入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者

- 2 入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者が、その法人の支店、または営業所等に所属する場合は、委任状は【代理人用】及び【復代理人用】の2枚が必要になりますので、以下のとおり使用してください。

【代理人用（1枚目）】

「競争入札参加者」…その法人の代表者

「代理人」…入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者の所属する支店
または営業所等の長

【復代理人用（2枚目）】

「競争入札参加者（代理人）」

…1枚目で委任された、支店長又は営業所長等その法人の代表者

「復代理人」…入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者

※ 上記の規定は、法人格のない事業についても同様に取扱います。

※ 入札会場に入場できる者は、代表者のほかは、委任状により代理権（復代理権）を授与された者に限ります。

※ 代理及び復代理は、委任状発行以降の日に限り有効です。

辞 退 届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 殿

住 所

名 称

代表者名

代 理 人

下記の競争入札に係る入札参加を申し込みましたが、都合により辞退いたします。

(件 名) 兵庫労働局管下9施設で使用する電気（低圧）の調達

3 利用開始方法

政府電子調達 (GEPS (ジープス)) を利用するには、環境の準備 (政府電子調達 (GEPS (ジープス)) 及び調達ポータル)、電子証明書の取得、調達ポータルへの利用者登録が必要です。

推奨環境の準備 → **調達ポータル** → https://www.p-portal.go.jp/how_to_use

推奨環境を参考にソフトウェア、ハードウェア及びネットワークをご準備ください。また、準備が終わりましたら、環境設定を行ってください。政府電子調達 (GEPS (ジープス)) 及び調達ポータルの推奨環境及び環境設定については、上記URLをご確認ください。

電子証明書の取得

政府電子調達 (GEPS (ジープス)) では電子証明書を利用した認証を行っています。電子証明書とは、信頼できる第三者 (認証局) が本人であることを電子的に証明するもので、書面取引における印鑑証明書に代わるものです。政府電子調達 (GEPS (ジープス)) では以下に示す「対応認証局一覧」の電子証明書が利用できます。政府電子調達 (GEPS (ジープス)) をご利用になる前にご準備ください。詳細に関しては、各認証局へお問い合わせください。なお、利用にあたっては、法人・個人事業主等の組織に所属する代表者等に対して発行される電子証明書をご用意していただく必要があります。新規に電子証明書を申請される場合には、電子証明書に住所が格納されるよう、申請書 (申請フォーム) に住所を明記していただくようお願いいたします。

【対応認証局一覧】

| 対応認証局 | ICカード形式 | ファイル形式 |
|---|---------|--------|
| NTTビジネスソリューションズ株式会社 (e-Probatio PS2 サービスに係る認証局) | ○ | × |
| 三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社 (DIACERT-PLUSサービス) | ○ | × |
| セコムトラストシステムズ株式会社 (セコムパスポート for G-IDに係る認証局 タイプB (一般向け・属性型証明書)) | × | ○ |
| 株式会社帝国データバンク (TDB電子認証サービスTypeAに係る認証局) | ○ | × |
| 電子認証登記所 (商業登記に基づく電子認証制度) | ○* | ○ |
| 株式会社トインクス (TOiNX電子入札対応認証サービスに係る認証局) | ○ | × |
| 日本電子認証株式会社 (AOSignサービスに係る認証局) | ○ | × |
| 地方公共団体情報システム機構 (公的個人認証サービス) (マイナンバーカード) | ○ | × |

※日本電子認証 (法人認証カードサービス)

利用者登録 → <https://www.p-portal.go.jp/manuals>

調達ポータルへの利用者登録の方法については、上記 URL に掲載されている「調達ポータル操作マニュアル」の「利用者情報を管理する > 初めて利用する方 > 電子証明書 / マイナンバーカード (代表者)」、または「利用者情報を管理する > 初めて利用する方 > 電子証明書 / マイナンバーカード (代理人)」をご確認ください。

お問合せ先

■ ご不明な点については、下記URLのFAQをご参照ください。

調達ポータル → <https://www.p-portal.go.jp/faq>



■ FAQをご確認いただいても問題を解決できない場合は、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

調達ポータル → **ナビダイヤル** ☎0570-000-683 **IP電話等** ☎03-4332-7803

受付時間: 平日 9時00分~17時30分
(国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く) その他、FAX又はメールでのお問合せも受付けています。

システム障害等やむを得ない事情により政府電子調達が利用できない場合には、入開札の延期を行う場合がありますので、入札公告または入札説明書に記載された問い合わせ先等へご連絡ください。



政府電子調達 (GEPS)

ジープス

調達情報の確認・入札・契約・請求等を、
インターネットを利用して行うことができます。



「調達ポータル」サイトで、さらに便利になりました。

「調達ポータル」サイトでは、調達情報の検索や事業者情報の検索に加え、競争参加資格申請や入札・契約業務を行うことができます。詳しくは調達ポータルサイトをご覧ください。

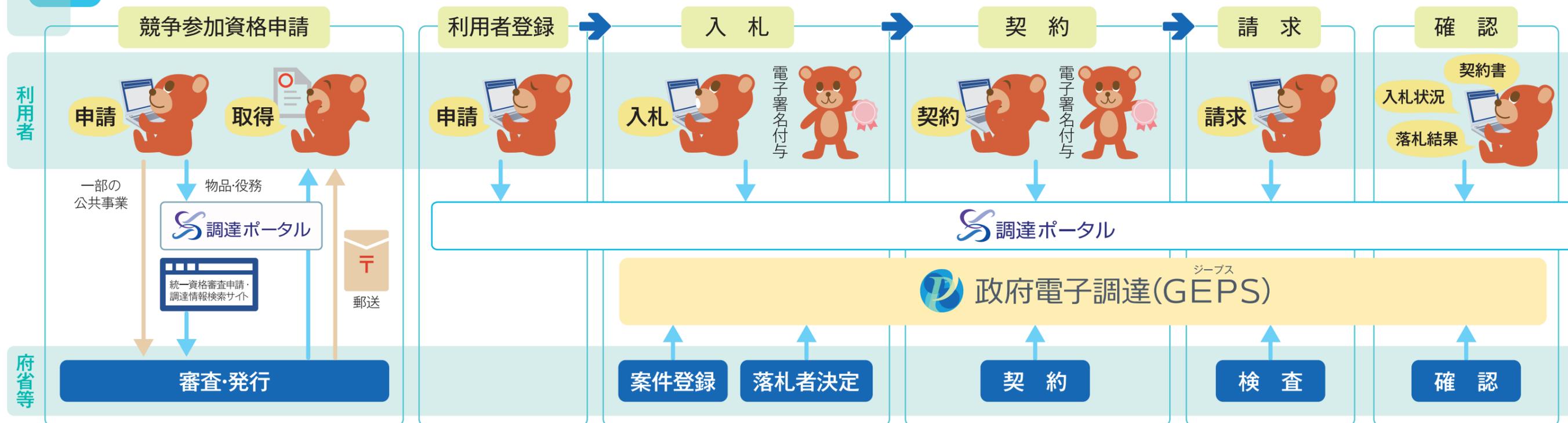
調達ポータル

検索



内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

政 府電子調達 (GEPS (ジープス))



1 政府電子調達 (GEPS (ジープス))とは

政府調達の一連の手続きを電子化

これまで「物品・役務」の入札業務については、一部の府省等において電子化されていましたが、政府電子調達 (GEPS (ジープス)) を利用することにより、「物品・役務」及び「一部の公共事業」の入札、契約、請求等の一連の業務を電子的に処理できるようになります。

窓口を統一

政府電子調達 (GEPS (ジープス)) は府省共通のシステムとして運用されるため、利用機関の調達案件を、本システムを統一窓口として同一の操作で処理することができます。

利用府省等

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

※府省等により、対象案件の範囲などが異なる場合があります。詳細については、各府省等にお問い合わせください。

2 ご利用のメリット

上記の業務をワンストップでできる！

ワンストップで手続き可能

統一資格申請から調達案件の検索、入札、契約、請求までの一連の業務を調達ポータルから行えます。

常時利用可能*

※システムメンテナンス時を除きます。

インターネット環境があれば、いつでもどこでも利用する事が可能です。

印紙税が不要

電子手続では印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付がありません。

移動や郵送費の削減

簡単に遠方や複数の同時調達案件に参加する事ができ、書類の発送が不要です。

書類保管費の削減

電子管理のため、バインダーや書棚などの書類保管に関する費用を削減できます。

印鑑が不要*

※法令で義務のある場合を除きます。

電子証明により手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑が不要です。